

ワンタイムパスワード（ソフトトークン）認証サービス利用規定

2024 年 3 月 18 日現在

1. サービス内容

ワンタイムパスワード（ソフトトークン）認証サービスとは、インターネットバンキングの利用に際し、肥銀ダイレクトバンキングサービスご利用規定の第2条第4項の「取引パスワード」に替えて本サービスの「ワンタイムパスワード」を用いることにより、お客さまが行った取引の真正性確認を行うサービスをいいます。

また、インターネットバンキングログオン時に必要な「確認番号」の入力が省略されます。

2. サービス利用者

ワンタイムパスワード（ソフトトークン）認証サービスの利用者は、インターネットバンキング契約者とします。

3. ご利用手数料

- (1) ワンタイムパスワード（ソフトトークン）利用手数料は無料です。ご利用に必要な通信量はお客さまのご負担となります。
- (2) ワンタイムパスワード（ソフトトークン）の更新手数料は無料です。

4. ご利用いただくパスワード

- (1) ワンタイムパスワード（ソフトトークン）は、「肥後銀行アプリ」によって生成・表示されます。
- (2) ワンタイムパスワード（ソフトトークン）の入力が必要となるお取引は以下のとおりです。
 - 振込／振替取引
 - 振込／振替取引取消
 - 税金・各種料金の払込み
 - 積立定期預金関連取引
 - 限度額変更
 - Eメールアドレスの登録／変更
 - 住所・電話番号変更
 - サービス指定口座登録・削除
 - ワンタイムパスワード（ソフトトークン）利用申込 ※有効期限到来前の再申込時
 - ワンタイムパスワード（ソフトトークン）一時利用停止・利用再開
 - ワンタイムパスワード（ソフトトークン）解約申込

- (3) ワンタイムパスワード（ソフトトークン）は1分ごとに更新されます。ワンタイムパスワード（ソフトトークン）ご入力の前にお取引内容をご確認いただき、入力後はすみやかに操作を進めてください。

5. ワンタイムパスワードの管理

- (1) 「ワンタイムパスワード」は厳重に管理し、他人に知られたり、トークンとして利用しているスマートフォンを紛失、盗難に遭わないよう十分注意してください。トークンとして利用しているスマートフォンを紛失、盗難等にあった場合は、速やかにお客さまから当行に届け出てください。当行への届出前に生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (2) お客さまが「ワンタイムパスワード」を、当行所定の回数、連続して誤入力された場合は、当行は本サービスの取扱を停止します。お客さまが利用の再開を希望される場合は、当行に届け出てください。

6. ワンタイムパスワード（ソフトトークン）の有効期限

ワンタイムパスワード（ソフトトークン）の有効期限がございます。インターネットバンキングの「登録情報変更メニュー」－「お客様情報」－「ワンタイムパスワード（ソフトトークン）情報」でご確認いただけます。お手数ですが、有効期限が到来する前に「肥後銀行アプリ」を起動し、改めてワンタイムパスワード（ソフトトークン）利用申込をお願いいたします。

7. 「肥後銀行アプリ」を削除した場合

ワンタイムパスワード（ソフトトークン）の利用申込を行ったスマートフォンから「肥後銀行アプリ」を削除されると、ワンタイムパスワード（ソフトトークン）対象のお取引がご利用できなくなります。改めてご利用する場合は当行へのお手続きが必要となります。

8. スマートフォンを機種変更する場合

- (1) 「肥後銀行アプリ」がインストールされたスマートフォンを機種変更する場合は、機種変更前にワンタイムパスワード（ソフトトークン）の解約を操作の上、変更後の機種にて改めてワンタイムパスワード（ソフトトークン）の利用申込を行ってください。
- (2) ワンタイムパスワード（ソフトトークン）の解約手続きを行わないまま機種変更を行うと、ワンタイムパスワード（ソフトトークン）対象のお取引がご利用できなくなります。改めてご利用する場合は、当行へのお手続きが必要となります。

9. ワンタイムパスワード（ソフトトークン）の解約

ワンタイムパスワード（ソフトトークン）のご利用をやめる場合には、次のいずれかの方法で解約を行ってください。

- (1) 「肥後銀行アプリ」の設定画面から取引端末の解除を行う。
- (2) 「肥後銀行アプリ」からインターネットバンキングへログオン後、ワンタイムパスワード（ソフトトークン）解約を行う。

10. その他注意事項

(1) ワンタイムパスワード（ソフトトークン）は、第4条で記載したお取引のみで利用します。インターネットバンキングのログオン時に入力することは一切ありませんので、不正なポップアップ画面等にご注意ください。

(2) ワンタイムパスワード（ソフトトークン）は、日本国外でのご利用はできません。

なお、万が一日本国外での利用により、サービス利用者に生じた損害について当行は一切の責任を負いません。

11. 規定の変更

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

12. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、肥銀ダイレクトバンキングサービスご利用規定により取扱います。

以上